

東住吉区要望等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規則（以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、東住吉区要望等検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則の例による。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 要望等が不正要望等であるかの判断に関すること。
- (2) 対応方針等の妥当性に関すること。
- (3) 公表の除外の判断に関すること。
- (4) 前各号のほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、東住吉区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副区長をもって充てる。
- 4 委員は、課長、担当課長、保健主幹及び矢田出張所長をもって充てる。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が隨時関係委員を招集して行う。

- 2 前項の委員に事故があるときは、その指名する者が会議に出席してその職務を行うことができる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(実施の細目)

第8条 この要綱の実施について必要事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。